

1 生活費 (1) 居宅で生活している方						
第1類(食費や衣類など個人で使う生活費)		第2類(電気・ガス・水道など世帯で使う生活費)				
年齢	第1類	人員	第2類	冬季加算(VI区)	期末一時扶助	通減率
0～2	44,580	1人	27,790	2,630	14,160	1.00
3～5	44,580	2人	38,060	3,730	23,080	0.87
6～11	46,460	3人	44,730	4,240	23,790	0.75
12～17	49,270	4人	48,900	4,580	26,760	0.66
18～19	46,930	5人	49,180	4,710	27,890	0.59
20～40	46,930	6人	55,650	5,010	31,720	0.58
41～59	46,930	7人	58,920	5,220	33,690	0.55
60～64	46,930	8人	61,910	5,380	35,680	0.52
65～69	46,460	9人	64,670	5,560	37,370	0.50
70～74	46,460	10人	以上1人増すごとに	以上1人増すごとに	10人	0.50
75～	39,890	10人以上	2,760	180	1,710	

※計算式【A+B+加算】に基づいて計算します。

A=第1類×通減率+第2類

B=生活扶助本体に係る経過的加算(A+加算の金額が今までの金額を下回る場合、経過的加算が付き、今までの金額が保証されます。)

(2) 入院している方	(3) 介護施設に入所している方
基準額 23,110 円以内	基準額 9,880 円以内

(4) 加算(世帯やその方の状態により生活費を補うもの)
ア 障害者加算 ※重度障害の方には、別の加算もあります。 身体障害者手帳1・2級などの方 身体障害者手帳3級などの方 ⇒ 26,810 円 ⇒ 17,870 円
イ 母子加算(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある児童を養育する母子世帯など) 子ども1人 18,800 円 子ども2人 ⇒ 23,600 円 ※入院している方などは、認定額が変わります。 ウ 児童養育加算 この加算は、児童福祉法第18条に定める日以後の最初の3月31日 までの間にある児童) ⇒ 10,190 円 ※ 世帯状況に応じて児童に係る経過的加算及び母子世帯に係る 経過的加算がつけ場合があります。 エ 介護施設入所者加算(介護施設に入所している方) ⇒ 9,880 円以内 オ 特別加算 生活扶助費が支給されている方 ⇒ 1人につき1,500円 入院患者・介護施設入所者 ⇒ 1人につき1,000円 カ 他に、妊婦加算、在宅患者加算、放射線障害者加算などがあります。 ※ アとイについては金額の高い方の加算が認定されます。 また、アもしくはイが認定されている場合、エは認定されません。

5 勤労控除
収入があった場合、上記の基準生活費と当該収入を比べ、不足する分を保険費
として支給するのが原則ですが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や
知識・教養の向上などのための経費が必要となりますので、勤労収入から一定額を
控除します。
※交通費、社会保険料などは、必要経費として、勤労収入から控除されます。
※下線部が変更点です。

2

住宅費

きんじゅんない きじゅんない
(基準以内の実費)

世帯人員	基準額
1人	53,700 円以内
2人	64,000 円以内
3～5人	69,800 円以内
6人	75,000 円以内
7人以上	83,800 円以内

※ 1人世帯においては、住居等の床面積が15㎡以下の場合
は、上記の基準額を超過する場合があります。
金額が異なります。詳しくは、福祉事務所におたずねください。

3 教育費	
(世帯員の方が小・中学校等に通っている場合に支給)	
	小学校等
	中学校等
基準額+学級費	⇒ 4,570 円
給食費	6,550 円
学習支援費	⇒ 16,400円以内
	59,800円以内
※ 給食費、教材費などは実費で支給されます。	

4 その他
医療費、介護費、出産費、生業費(技能修得費、高等学校等
就学費など)、葬祭費があります。

(1) 基礎控除	⇒	働いて得た収入額に応じて
15,000 円～	⇒	36,400 円程度の額
(2) 新規就労控除	⇒	12,600 円
(3) 20歳未満控除	⇒	11,600 円

※交通費、社会保険料などは、必要経費として、勤労収入から控除されます。
※下線部が変更点です。

1 生活費 (1) 居宅で生活している方						
第1類(食費や衣類など個人で使う生活費)		第2類(電気・ガス・水道など世帯で使う生活費)				
年齢	第1類	人員	第2類	冬季加算(VI区)	期末一時扶助	通減率
0～2	44,580	1人	27,970	2,630	14,160	1.00
3～5	44,580	2人	38,060	3,730	23,080	0.87
6～11	46,460	3人	44,730	4,240	23,790	0.75
12～17	49,270	4人	48,900	4,580	26,760	0.66
18～19	46,930	5人	49,180	4,710	27,890	0.59
20～40	46,930	6人	55,650	5,010	31,720	0.58
41～59	46,930	7人	58,920	5,220	33,690	0.55
60～64	46,930	8人	61,910	5,380	35,680	0.52
65～69	46,460	9人	64,670	5,560	37,370	0.50
70～74	46,460	10人	以上1人増すごとに	以上1人増すごとに	10人	0.50
75～	39,890	10人以上	2,760	180	1,710	

※計算式【A+B+加算】に基づいて計算します。

A=第1類×通減率+第2類

B=生活扶助本体に係る経過的加算(A+加算の金額が今までの金額を下回る場合、経過的加算が付き、今までの金額が保証されます。)

(2) 入院している方	(3) 介護施設に入所している方
基準額 23,110 円以内	基準額 9,880 円以内

(4) 加算(世帯やその方の状態により生活費を補うもの)
ア 障害者加算 ※重度障害の方には、別の加算もあります。 身体障害者手帳1・2級などの方 身体障害者手帳3級などの方 ⇒ 26,810 円 ⇒ 17,870 円
イ 母子加算(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある児童を養育する母子世帯など) 子ども1人 18,800 円 子ども2人 ⇒ 23,600 円 ※入院している方などは、認定額が変わります。 ウ 児童養育加算 この加算は、児童福祉法第18条に定める日以後の最初の3月31日 までの間にある児童) ⇒ 10,190 円 ※ 世帯状況に応じて児童に係る経過的加算及び母子世帯に係る 経過的加算がつけ場合があります。 エ 介護施設入所者加算(介護施設に入所している方) ⇒ 9,880 円以内 オ 特別加算 生活扶助費が支給されている方 ⇒ 1人につき1,500円 入院患者・介護施設入所者 ⇒ 1人につき1,000円 カ 他に、妊婦加算、在宅患者加算、放射線障害者加算などがあります。 ※ アとイについては金額の高い方の加算が認定されます。 また、アもしくはイが認定されている場合、エは認定されません。

5 勤労控除
収入があった場合、上記の基準生活費と当該収入を比べ、不足する分を保険費
として支給するのが原則ですが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や
知識・教養の向上などのための経費が必要となりますので、勤労収入から一定額を
控除します。
※交通費、社会保険料などは、必要経費として、勤労収入から控除されます。
※下線部が変更点です。

2

住宅費		きゅうげんないのじゅっ (基準以内の実費)	
せたいにんず 世帯人員		きゅうげん 基準額	
ひとり 1人	53,700	ぎゅうげん 円以内	
ふたり 2人	64,000	ぎゅうげん 円以内	
さん 3〜5人	69,800	ぎゅうげん 円以内	
よっぴん 6人	75,000	ぎゅうげん 円以内	
ななにんじょう 7人以上	83,800	ぎゅうげん 円以内	

※ 1人世帯においては、住居等の床面積が15㎡以下の場合
は、上記の基準額を超過する場合があります。
金額が異なります。詳しくは、福祉事務所におたずねください。

3 教育費		
世帯員の方が小・中学校等に通っている場合に支給		
小学校等	4,570 円	6,550 円
中学校等		
基準額+学級費	⇒ 4,570 円	6,550 円
学習支援費	⇒ 16,400円以内	59,800円以内
※ 給食費、教材費などは実費で支給されます。		

4 その他
医療費、介護費、出産費、生業費(技能修得費、高等学校等
就学費など)、葬祭費があります。

(1) 基礎控除	⇒	働いて得た収入額に応じて
15,000 円～	⇒	36,400 円程度の額
(2) 新規就労控除	⇒	12,600 円
(3) 20歳未満控除	⇒	11,600 円

※交通費、社会保険料などは、必要経費として、勤労収入から控除されます。
※下線部が変更点です。